

新旧対照表

改正案	現 行	備 考
<p>国 空 航 第 7 9 9 号 平成 2 4 年 3 月 2 9 日 制 定 改 正 国 空 航 第 8 6 8 号 平成 2 5 年 2 月 1 3 日 改 正 国 空 航 第 1 0 0 6 号 平成 2 6 年 3 月 2 0 日 改 正 国 空 航 第 1 1 6 4 1 号 平成 2 9 年 4 月 1 日 改 正 国 空 航 第 2 9 8 5 号 令 和 2 年 2 月 2 1 日 <u>改 正 国 空 航 第 1 3 6 5 号</u> 令 和 2 年 8 月 1 3 日</p> <p>特定操縦技能審査実施要領</p> <p>第 3 章 特定操縦技能審査</p> <p>3.4. 特定操縦技能審査に使用できる模擬飛行装置又は飛行訓練装置の基準</p> <p>3.4.1 実技審査の全部に使用できるもの</p> <p>(1) 規則第 238 条の 2 の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けた模擬飛行装置又は飛行訓練装置（ビジュアル装置を有するもの）であって下記のレベルの何れかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>模擬飛行装置</u> : 全てのレベル 	<p>国 空 航 第 7 9 9 号 平成 2 4 年 3 月 2 9 日 制 定 改 正 国 空 航 第 8 6 8 号 平成 2 5 年 2 月 1 3 日 改 正 国 空 航 第 1 0 0 6 号 平成 2 6 年 3 月 2 0 日 改 正 国 空 航 第 1 1 6 4 1 号 平成 2 9 年 4 月 1 日 改 正 国 空 航 第 2 9 8 5 号 令 和 2 年 2 月 2 1 日</p> <p>特定操縦技能審査実施要領</p> <p>第 3 章 特定操縦技能審査</p> <p>3.4. 特定操縦技能審査に使用できる模擬飛行装置又は飛行訓練装置の基準</p> <p>3.4.1 実技審査の全部に使用できるもの</p> <p>(1) 規則第 238 条の 2 の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けた模擬飛行装置又は飛行訓練装置（ビジュアル装置を有するもの）であって下記のレベルの何れかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>飛行機の模擬飛行装置</u> : 全てのレベル 	<p>・ 回転翼航空機の模擬飛行装置でも実施できるようにするため</p>

<ul style="list-style-type: none">・ 飛行機の飛行訓練装置 : レベル 3 以上・ 回転翼航空機の飛行訓練装置 : <u>レベル 4 以上</u> <p><u>附則 (令和 2 年 8 月 13 日)</u> <u>本則は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none">・ 飛行機の飛行訓練装置 : レベル 3 以上・ 回転翼航空機の飛行訓練装置 : <u>レベル 1</u>	<ul style="list-style-type: none">・ 現行の模擬飛行装置等 認定要領において最も低いレベル 4 以上とするため
---	--	--